

中野区立体育館条例新旧対照表

改正案	現行
第1条・第2条 (略) (指定管理者による管理) 第2条の2 <u>区長</u>は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により<u>区長</u>が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に体育館の管理を行わせることができる。 (指定管理者が行う業務) 第2条の3 指定管理者は、<u>区長</u>が指定する体育館について次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 体育館の維持管理に関すること(<u>区長</u>の権限に属するものを除く。) (2)～(5) (略) (6) 前各号に掲げるもののほか、<u>区長</u>が必要と認める業務 (休館日) 第2条の4 (略) 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者(<u>区長</u>が体育館の管理及び運営を行うときは、<u>区長</u>。次条第2項、第4条、第5条、第10条及び第11条において同じ。)は、必要と認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。 3 前項の規定により、指定管理者が休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めるときは、<u>区長</u>に申請し、その承認を受けなければならない。 (開館時間) 第3条 (略) 2 (略) 3 前項の規定により、指定管理者が開館時間を短縮し、又は延長するときは、<u>区長</u>に申請し、その承認を受けなければならない。 (利用料金) 第6条 (略) 2 指定管理者は、利用料金を定め、又は改定しようとするときは、<u>規則</u>の定めるところにより<u>区長</u>に申請し、その承認を受けなければならない。	第1条・第2条 (略) (指定管理者による管理) 第2条の2 <u>中野区教育委員会</u>(以下「<u>委員会</u>」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により<u>委員会</u>が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に体育館の管理を行わせることができる。 (指定管理者が行う業務) 第2条の3 指定管理者は、<u>委員会</u>が指定する体育館について次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 体育館の維持管理に関すること(<u>委員会</u>の権限に属するものを除く。) (2)～(5) (略) (6) 前各号に掲げるもののほか、<u>委員会</u>が必要と認める業務 (休館日) 第2条の4 (略) 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者(<u>委員会</u>が体育館の管理及び運営を行うときは、<u>委員会</u>。次条第2項、第4条、第5条、第10条及び第11条において同じ。)は、必要と認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。 3 前項の規定により、指定管理者が休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めるときは、<u>委員会</u>に申請し、その承認を受けなければならない。 (開館時間) 第3条 (略) 2 (略) 3 前項の規定により、指定管理者が開館時間を短縮し、又は延長するときは、<u>委員会</u>に申請し、その承認を受けなければならない。 (利用料金) 第6条 (略) 2 指定管理者は、利用料金を定め、又は改定しようとするときは、<u>中野区教育委員会規則</u>(以下「<u>教育委員会規則</u>」という。)の定めるところにより<u>委員</u>

3・4 (略)

5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、特別の理由があると認めたときは、規則の定めるところにより利用料金を減免することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第8条 使用者(第4条の規定により区長による使用の承認を受けた者を含む。以下同じ。)は、体育館の施設(附帯設備を含む。以下同じ。)を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更等の禁止)

第9条 使用者は、体育館の使用に際し、その施設に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用承認の取消し等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) (略)

(2) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示に違反したとき。

(3)・(4) (略)

第11条・第12条 (略)

(損害賠償の義務)

第13条 使用者は、その使用に際して施設をき損または滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めたときはこの限りでない。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第14条 区長は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部(利用料金の収受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等において、区長が臨時に体育館の管理及び運営を行うときは、指定管理者を指定し、又は業務の停止の期間が終了するまでの間、別表第2に定める

会に申請し、その承認を受けなければならない。

3・4 (略)

5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、教育委員会規則で定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、特別の理由があると認めたときは、教育委員会規則の定めるところにより利用料金を減免することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第8条 使用者(第4条の規定により委員会による使用の承認を受けた者を含む。以下同じ。)は、体育館の施設(附帯設備を含む。以下同じ。)を使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更等の禁止)

第9条 使用者は、体育館の使用に際し、その施設に変更を加え、または特別の設備を設けてはならない。ただし、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用承認の取消し等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) (略)

(2) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則若しくは指定管理者の指示に違反したとき。

(3)・(4) (略)

第11条・第12条 (略)

(損害賠償の義務)

第13条 使用者は、その使用に際して施設をき損または滅失したときは、委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めたときはこの限りでない。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第14条 委員会は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部(利用料金の収受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等において、委員会が臨時に体育館の管理及び運営を行うときは、指定管理者を指定し、又は業務の停止の期間が終了するまでの間、別表第2に

限度額の範囲内において<u>区長</u>が定める使用料を徴収する。 2 第6条第3項から第5項まで、第7条及び別表第2の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、第6条第3項中「指定管理者に」とあるのは「<u>区長</u>に」と、「第1項の規定により指定管理者が定める利用料金（以下単に「利用料金」という。）」とあるのは「別表第2に定める限度額の範囲内において<u>区長</u>が定める使用料（以下単に「使用料」という。）」と、同条第4項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第5項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「<u>区長</u>」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。 （委任） 第15条 （略） 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。 付 則 （略）	定める限度額の範囲内において<u>委員会</u>が定める使用料を徴収する。 2 第6条第3項から第5項まで、第7条及び別表第2の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、第6条第3項中「指定管理者に」とあるのは「<u>委員会</u>に」と、「第1項の規定により指定管理者が定める利用料金（以下単に「利用料金」という。）」とあるのは「別表第2に定める限度額の範囲内において<u>委員会</u>が定める使用料（以下単に「使用料」という。）」と、同条第4項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第5項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「<u>委員会</u>」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。 （委任） 第15条 （略） 第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。 付 則 （略）
--	--

中野区立歴史民俗資料館条例新旧対照表

改正案	現行
第1条・第2条 （略） （事業） 第3条 資料館は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)～(4) （略） (5) 前各号に掲げるもののほか、<u>区長</u>が必要と認める事項 （観覧料） 第4条 資料館の観覧料は、無料とする。ただし、特別に展示する資料等の観覧については、別表に定める範囲内において<u>区長</u>が定める観覧料（以下単に「観覧料」という。）を納付しなければならない。 2 <u>区長</u>は、特別の理由があると認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。 3 既に納付した観覧料は、還付しない。ただし、<u>区長</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 （入館の制限等） 第5条 <u>区長</u>は、資料館の管理上支障があると認めるときは、入館を禁止し、又は入館者を退館させるこ	第1条・第2条 （略） （事業） 第3条 資料館は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)～(4) （略） (5) 前各号に掲げるもののほか、<u>中野区教育委員会</u>（以下「<u>委員会</u>」という。）が必要と認める事項 （観覧料） 第4条 資料館の観覧料は、無料とする。ただし、特別に展示する資料等の観覧については、別表に定める範囲内において<u>委員会</u>が定める観覧料（以下単に「観覧料」という。）を納付しなければならない。 2 <u>委員会</u>は、特別の理由があると認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。 3 既に納付した観覧料は、還付しない。ただし、<u>委員会</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 （入館の制限等） 第5条 <u>委員会</u>は、資料館の管理上支障があると認めるときは、入館を禁止し、又は入館者を退館させるこ

とができる。 (損害賠償) 第6条 資料館の展示品又は施設(付帯設備を含む。)に損害を与えた者は、<u>区長</u>が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、<u>区長</u>がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 (委任) 第7条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u>で定める。 附 則 (略) 別表(第4条関係) (略)	とができる。 (損害賠償) 第6条 資料館の展示品又は施設(付帯設備を含む。)に損害を与えた者は、<u>委員会</u>が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、<u>委員会</u>がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 (委任) 第7条 この条例の施行について必要な事項は、<u>委員会の規則</u>で定める。 附 則 (略) 別表(第4条関係) (略)
---	---

中野区もみじ山文化の森施設条例新旧対照表

改正案	現行
第1条～第4条 (略) (事業) 第5条 文化センターにおいては、次の事業を行う。 (1)～(4) (略) (5) 前各号に掲げるもののほか、<u>区長</u>が必要と認める事業 第6条 (略) (指定管理者による管理) 第6条の2 <u>区長</u>は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により委員会が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に、文化センターの管理を行わせることができる。 (指定管理者が行う業務) 第6条の3 指定管理者は、文化センターについて次に掲げる業務を行うものとする。 (1) (略) (2) 文化センターの維持管理に関すること(<u>区長</u>の権限に属するものを除く。) (3)～(6) (略) (7) 前各号に掲げるもののほか、<u>区長</u>が必要と認める業務 (休館日) 第6条の4 (略) 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者(<u>区長</u>が文化センターの施設の管理及び運営を行うときは、<u>区長</u>。次条第2項、第7条、第8条、第12条及び第	第1条～第4条 (略) (事業) 第5条 文化センターにおいては、次の事業を行う。 (1)～(4) (略) (5) 前各号に掲げるもののほか、<u>中野区教育委員会</u>(以下「委員会」という。)が必要と認める事業 第6条 (略) (指定管理者による管理) 第6条の2 <u>委員会</u>は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により<u>委員会</u>が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に、文化センターの管理を行わせることができる。 (指定管理者が行う業務) 第6条の3 指定管理者は、文化センターについて次に掲げる業務を行うものとする。 (1) (略) (2) 文化センターの維持管理に関すること(<u>委員会</u>の権限に属するものを除く。) (3)～(6) (略) (7) 前各号に掲げるもののほか、<u>委員会</u>が必要と認める業務 (休館日) 第6条の4 (略) 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者(<u>委員会</u>が文化センターの施設の管理及び運営を行うときは、<u>委員会</u>。次条第2項、第7条、第8条、第12条及

13条において同じ。)が必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- 3 前項の規定により、指定管理者が休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めるときは、区長に申請し、その承認を受けなければならない。

(使用手続)

第7条 第6条各号の施設及び附帯設備を使用しようとする者は、規則の定めるところにより、指定管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 (略)

第8条 (略)

(利用料金)

第9条 (略)

- 2 指定管理者は、利用料金を定め、又は改定しようとするときは、規則の定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。

3 (略)

- 4 指定管理者は、相当の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める場合には、その一部又は全部を還付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第11条 使用者(第7条の規定により区長による使用の承認を受けた者を含む。)は、施設及び附帯施設を使用する権利を譲渡し、又は貸与してはならない。

(使用承認の取消し等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設及び附帯設備の使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1)・(2) (略)

- (3) この条例又はこの条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示に違反したとき。

(4)・(5) (略)

第13条 (略)

び第13条において同じ。)が必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- 3 前項の規定により、指定管理者が休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めるときは、委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

(使用手続)

第7条 第6条各号の施設及び附帯設備を使用しようとする者は、中野区教育委員会規則(以下「委員会規則」という。)の定めるところにより、指定管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 (略)

第8条 (略)

(利用料金)

第9条 (略)

- 2 指定管理者は、利用料金を定め、又は改定しようとするときは、委員会規則の定めるところにより委員会に申請し、その承認を受けなければならない。

3 (略)

- 4 指定管理者は、相当の理由があると認めるときは、委員会規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第10条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、委員会規則で定める場合には、その一部又は全部を還付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第11条 使用者(第7条の規定により委員会による使用の承認を受けた者を含む。)は、施設及び附帯施設を使用する権利を譲渡し、又は貸与してはならない。

(使用承認の取消し等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設及び附帯設備の使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1)・(2) (略)

- (3) この条例又はこの条例に基づく委員会規則若しくは指定管理者の指示に違反したとき。

(4)・(5) (略)

第13条 (略)

(賠償額の減免)

第14条 区長は、文化センターの施設、設備等に損害を与えた者が、その損害額を賠償すべき場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第14条の2 区長は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部(利用料金の収受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等において、区長が臨時に文化センターの管理及び運営を行うときは、指定管理者を指定し、又は業務の停止の期間が終了するまでの間、別表に定める限度額の範囲内において区長が定める使用料を徴収する。

2 第9条第3項及び第4項、第10条並びに別表の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、第9条第3項中「指定管理者に」とあるのは「区長に」と、「第1項の規定により指定管理者が定める利用料金(以下単に「利用料金」という。)」とあるのは「別表に定める限度額の範囲内において区長が定める使用料(以下単に「使用料」という。)」と、同条第4項中「指定管理者」とあるのは「区長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第10条中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

第15条・第16条 (略)

(機能)

第17条 中央図書館は、中野区の図書館サービスの中核となる機能を担うものとし、その業務内容等は中野区教育委員会規則で定める。

(中央図書館に関する準用規定)

第18条 第13条及び第14条の規定は、中央図書館に準用する。この場合において、第14条中「区長」とあるのは「中野区教育委員会」と読み替えるものとする。

第19・第20条 (略)

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則 (略)

(賠償額の減免)

第14条 委員会は、文化センターの施設、設備等に損害を与えた者が、その損害額を賠償すべき場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等)

第14条の2 委員会は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部(利用料金の収受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等において、委員会が臨時に文化センターの管理及び運営を行うときは、指定管理者を指定し、又は業務の停止の期間が終了するまでの間、別表に定める限度額の範囲内において委員会が定める使用料を徴収する。

2 第9条第3項及び第4項、第10条並びに別表の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、第9条第3項中「指定管理者に」とあるのは「委員会に」と、「第1項の規定により指定管理者が定める利用料金(以下単に「利用料金」という。)」とあるのは「別表に定める限度額の範囲内において委員会が定める使用料(以下単に「使用料」という。)」と、同条第4項中「指定管理者」とあるのは「委員会」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第10条中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

第15条・第16条 (略)

(機能)

第17条 中央図書館は、中野区の図書館サービスの中核となる機能を担うものとし、その業務内容等は委員会規則で定める。

(中央図書館に関する準用規定)

第18条 第13条及び第14条の規定は、中央図書館に準用する。

第19・第20条 (略)

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則 (略)

中野区区民ホール及び芸能小劇場条例新旧対照表

改正案	現行
第1条 (略) (運営) 第2条 <u>区長</u>は、区民ホール等を、中野区もみじ山文化センターその他の社会教育施設、学校、地域センター等の事業との連携を図りながら運営するものとする。 (事業) 第3条 区民ホールにおいては、次の事業を行う。 (1)～(3) (略) (4) 前3号に掲げるもののほか、<u>区長</u>が必要と認める事業 2 芸能小劇場においては、次の事業を行う。 (1)・(2) (略) (3) 前2号に掲げるもののほか、<u>区長</u>が必要と認める事業 (指定管理者による管理) 第3条の2 <u>区長</u>は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により<u>区長</u>が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に区民ホール等の管理を行わせることができる。 (指定管理者が行う業務) 第3条の3 指定管理者は、区民ホール等について次に掲げる業務を行うものとする。 (1) (略) (2) 区民ホール等の維持管理に関すること(<u>区長</u>の権限に属するものを除く。) (3)～(6) (略) (7) 前各号に掲げるもののほか、<u>区長</u>が必要と認める業務 (休館日) 第3条の4 区民ホール等の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者(<u>区長</u>が区民ホール等の管理及び運営を行うときは、<u>区長</u>。第4条、第5条、第9条及び第10条において同じ。)が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。 (1)～(3) (略) 2 前項ただし書の規定により、指定管理者が休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めるときは、<u>区長</u>に申請し、その承認を受けなければならない。	第1条 (略) (運営) 第2条 <u>中野区教育委員会</u>(以下「委員会」という。) は、区民ホール等を、中野区もみじ山文化センターその他の社会教育施設、学校、地域センター等の事業との連携を図りながら運営するものとする。 (事業) 第3条 区民ホールにおいては、次の事業を行う。 (1)～(3) (略) (4) 前3号に掲げるもののほか、<u>委員会</u>が必要と認める事業 2 芸能小劇場においては、次の事業を行う。 (1)・(2) (略) (3) 前2号に掲げるもののほか、<u>委員会</u>が必要と認める事業 (指定管理者による管理) 第3条の2 <u>委員会</u>は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により<u>委員会</u>が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に区民ホール等の管理を行わせることができる。 (指定管理者が行う業務) 第3条の3 指定管理者は、区民ホール等について次に掲げる業務を行うものとする。 (1) (略) (2) 区民ホール等の維持管理に関すること(<u>委員会</u>の権限に属するものを除く。) (3)～(6) (略) (7) 前各号に掲げるもののほか、<u>委員会</u>が必要と認める業務 (休館日) 第3条の4 区民ホール等の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者(<u>委員会</u>が区民ホール等の管理及び運営を行うときは、<u>委員会</u>。第4条、第5条、第9条及び第10条において同じ。)が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。 (1)～(3) (略) 2 前項ただし書の規定により、指定管理者が休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めるときは、<u>委員会</u>に申請し、その承認を受けなければならない。

第3条の5 （略） （使用手続） 第4条 区民ホール等を使用しようとする者は、<u>規則</u>の定めるところにより、指定管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 2 （略） 第5条 （略） （利用料金） 第6条 （略） 2 指定管理者は、利用料金を定め、又は改定しようとするときは、<u>規則</u>の定めるところにより<u>区長</u>に申請し、その承認を受けなければならない。 3・4 （略） 5 指定管理者は、相当な理由があると認めるときは、<u>規則</u>で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。 （利用料金の不還付） 第7条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、<u>規則</u>で定める事由に該当する場合には、その一部又は全部を還付することができる。 （使用権の譲渡等の禁止） 第8条 使用者（第4条の規定により<u>区長</u>による使用の承認を受けた者を含む。）は、区民ホール等を使用する権利を譲渡し、又は貸与してはならない。 （使用承認の取消し等） 第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。 (1)・(2) （略） (3) この条例又はこの条例に基づく<u>規則</u>若しくは指定管理者の指示に違反したとき。 (4)・(5) （略） 第10条 （略） （賠償額の減免） 第11条 <u>区長</u>は、区民ホール等の施設、設備等に損害を与えた者が、その損害額を賠償すべき場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。 （指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等） 第12条 <u>区長</u>は、指定管理者の指定を取り消し、又	第3条の5 （略） （使用手続） 第4条 区民ホール等を使用しようとする者は、<u>中野区教育委員会規則</u>（以下「<u>委員会規則</u>」という。）の定めるところにより、指定管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 2 （略） 第5条 （略） （利用料金） 第6条 （略） 2 指定管理者は、利用料金を定め、又は改定しようとするときは、<u>委員会規則</u>の定めるところにより<u>委員会</u>に申請し、その承認を受けなければならない。 3・4 （略） 5 指定管理者は、相当な理由があると認めるときは、<u>委員会規則</u>で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。 （利用料金の不還付） 第7条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、<u>委員会規則</u>で定める事由に該当する場合には、その一部又は全部を還付することができる。 （使用権の譲渡等の禁止） 第8条 使用者（第4条の規定により<u>委員会</u>による使用の承認を受けた者を含む。）は、区民ホール等を使用する権利を譲渡し、又は貸与してはならない。 （使用承認の取消し等） 第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。 (1)・(2) （略） (3) この条例又はこの条例に基づく<u>委員会規則</u>若しくは指定管理者の指示に違反したとき。 (4)・(5) （略） 第10条 （略） （賠償額の減免） 第11条 <u>委員会</u>は、区民ホール等の施設、設備等に損害を与えた者が、その損害額を賠償すべき場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。 （指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等） 第12条 <u>委員会</u>は、指定管理者の指定を取り消し、
--	---

は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部(利用料金の収受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等において、区長が臨時に区民ホール等の管理及び運営を行うときは、指定管理者を指定し、又は業務の停止の期間が終了するまでの間、別表に定める限度額の範囲内において区長が定める使用料を徴収する。

- 2 第6条第3項から第5項まで、第7条及び別表の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、第6条第3項の中「指定管理者に」とあるのは「区長に」と、「第1項の規定により指定管理者が定める利用料金(以下単に「利用料金」という。)」とあるのは「別表に定める限度額の範囲内において区長が定める使用料(以下単に「使用料」という。)」と、同条第4項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第5項中「指定管理者」とあるのは「区長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第7条中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

第13条 (略)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則 (略)

又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部(利用料金の収受を含む場合に限る。)の停止を命じた場合等において、委員会が臨時に区民ホール等の管理及び運営を行うときは、指定管理者を指定し、又は業務の停止の期間が終了するまでの間、別表に定める限度額の範囲内において委員会が定める使用料を徴収する。

- 2 第6条第3項から第5項まで、第7条及び別表の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、第6条第3項中「指定管理者に」とあるのは「委員会に」と、「第1項の規定により指定管理者が定める利用料金(以下単に「利用料金」という。)」とあるのは「別表に定める限度額の範囲内において委員会が定める使用料(以下単に「使用料」という。)」と、同条第4項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第5項中「指定管理者」とあるのは「委員会」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第7条中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

第13条 (略)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則 (略)